

企画競争説明書

業務名称： モーリタニア国水産教育訓練改善（個別専門家）

案件番号： 180619

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年1月16日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年1月16日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モーリタニア国水産教育訓練改善（個別専門家）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）： 2019年3月中旬～2020年5月上旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１９年１月２３日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１９年１月２８日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=f>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年２月１日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) MRU 1 = 3.100000 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／水産加工教育／評価モニタリング
- b) 漁村コミュニティ開発／水産資源管理教育／評価モニタリング2

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.85 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月15日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水産物加工・水産資源管理に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／水産加工教育／評価モニタリング）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：水産加工教育／評価モニタリングに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 漁村コミュニティ開発／水産資源管理教育／評価モニタリング2】

a) 類似業務の経験：漁村コミュニティ開発／水産資源管理教育／評価モニタリングに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モーリタニア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

モーリタニア国水産教育訓練改善（個別専門家）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／水産加工教育／評価モニタリング	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 漁村コミュニティ開発／水産資源管理教育／評価モニタ	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. 案件の背景

モーリタニア・イスラム共和国（以下、モーリタニア）は南北に720Kmに及ぶ海岸線を持ち沖合にはカナリア寒流とギニア暖流や湧昇流が発生し豊かな水産資源に恵まれている。

モーリタニアの水産開発を所管する水産・海洋経済省は①漁場の整備と適正な管理体制の構築、②水産業の経済開発分野への貢献、③海洋・沿岸域の環境保全、④水産行政全般にわたる制度・法規の整備と強化の4つの柱を掲げて漁業開発戦略（2008年～2012年）を策定するなど段階的な水産開発を目指し、同開発戦略の中において貧困削減と同時に持続的な水産振興に必要な漁業者の世代交代に向けた雇用機会創出を主要な政策課題の一つとしていた。また、同国内社会の不安定要因の一つでもある内陸部における失業中の若年層への水産分野における雇用機会の創出は国内社会の安定に向け喫緊の課題となっており、「水産物への付加価値向上」に関しては、経済振興への寄与のみならず、資源管理の観点からもその促進が同国水産開発の重要な課題と位置づけられていた。

上記の背景からモーリタニア政府は、零細漁業者を育成し漁村コミュニティーを開発する役割を担う零細漁業・内水面漁業職業訓練センター（CASAMPAC）において水産資源の持続的利用にもとづいた零細漁業普及体制の能力強化支援を目的とした専門家と、国立水産海技学校（ENEMP）において同国水産物の付加価値向上を目的とした水産加工教育強化支援を目的とした専門家を要請した。

その後、モーリタニア政府内の組織改革に伴い、配属先とされていた CASAMPAC と ENEMP は海事学校へ移管され、それぞれ水産訓練センター（CQFMP）と海洋科学高等教育機関（ISSM）として改編され現在に至っている。

モーリタニアの総漁獲量約 84 万トン（2016 年※排他的経済水域内の外国漁船漁獲量約 44 万トンを含む）の約 9 割は主に冷凍魚や魚粉等の加工品として輸出され、同国の輸出総額の約 25% を占めている。そこで同国は「貧困削減戦略枠組文書 2011-2015」で水産セクターを最重要セクターの一つに位置付け、従来の海外からの投資と国外の水産需要による発展形態から脱却し、同国政府が主体的かつ持続的に水産資源を利用・管理していく為の「持続可能な水産開発戦略 2015-2019」を策定して、同戦略の戦略軸 3「水産分野の国家経済統合」において、水産物利用産業の振興、水産物による食料安全保障への貢献、水産職業訓練、水産物の品質管理・衛生管理の強化の各種課題に取り組んでいる。

しかしながら、それら課題への取組は限定的であり、水産資源を持続的利用する為の零細漁業者の訓練と、水産資源の有効利用の為の輸出向け付加価値向上加工技術や国内・域内市場に適した加工技術の導入・訓練が必要とされている。

2. 案件の概要

(1) 案件名

水産教育訓練改善（個別専門家2名による総称）¹

（2）案件内容

本案件は、海事学校における水産教育訓練実施・成果・状況の評価モニタリング実施状況の改善と、海洋科学高等教育機関（ISSM）へ新たに水産加工教育の訓練を導入する準備と水産訓練センター（CQFMP）へ水産資源管理の訓練を導入する準備を整えることにより、海事学校における水産教育訓練内容を改善することを目的としている。想定される活動は以下である。

【評価モニタリング】

- 海事学校における水産教育訓練実績・成果・状況についての評価モニタリングの現状をカウンターパート（C/P）と共にワークショップ形式で確認し、持続可能な評価モニタリングの改善方法を検討する。
- 水産教育訓練実績・成果・状況についての評価モニタリングの為に、上記で検討した改善方法をC/Pが主体的に実施するのを支援する。
- 評価モニタリングの結果をもとに、C/Pと共に海事学校で水産加工教育を担うISSMと水産資源管理の教育訓練を担うCQFMPの教育訓練の課題・解決策を分析し（例：訓練マニュアルの改訂・策定、訓練カリキュラムの改訂、訓練内容の更新、講師の再教育等）、解決策の準備を支援する。

【水産加工教育】

- ISSMの水産加工教育内容を多様化する為に他国における事例をISSMに提案する。
- ISSMが新たな水産加工教育訓練を導入する為のカリキュラムとマニュアル作成や講師研修等を行う。
- 上記カリキュラムとマニュアルを活用し、新たな水産加工教育訓練の試行を支援する。

【水産資源管理】

- CQFMPで水産資源管理の教育訓練を導入する為にC/Pと共にモーリタニアの零細漁業における資源管理の政策・計画・実施状況を確認・分析する。
- CQFMPが水産資源管理の教育訓練を導入する為のカリキュラムとマニュアル作成や講師研修を行う。これらについては、他国で実施する我が国水産協力案件（広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト（COPAO）等）の開催するワークショップや研修を活用して本案件終了後も継続して内容が強化できるよう指導する。
- 上記カリキュラムとマニュアルを活用し、新たな水産資源管理の教育訓練の試行を支援する。※漁村コミュニティでの試行の可能性有

（3）対象地域

ヌアクシヨット、ヌアディブ及び漁村コミュニティ（PK144等）

¹ 2件の個別専門家を、1つの業務実施契約において一括して実施するものであり、R/Dで合意された技術協力プロジェクトとして実施するものではない。

(4) 関係官庁・機関

モーリタニア水産・海洋経済省

海事学校 海洋科学高等教育機関 (ISSM)・水産訓練センター (CQFMP)

3. 業務の目的

本案件の要請に対し、前述の業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、案件目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 案件の柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力では、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスや案件を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に、本案件の実施機関である海事学校の海洋科学高等教育機関 (ISSM) と水産訓練センター (CQFMP) は別々の設立目的を持つ機関・センターであり、それぞれ通常の訓練を実施していることから、支援はそれぞれの通常の訓練の合間に実施する場合や並行して実施する等の調整が必要となる。

同趣旨を踏まえ、コンサルタントは、案件全体の進捗と成果の発現状況を把握し、必要に応じ案件の方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、この提言等について、必要性・妥当性の観点から検討を行い、必要な対応（契約の変更等）を取ることとする。

(2) 両実施機関の共通課題への取組

ISSM と CQFMP それぞれへの専門家派遣の要請についてそれら実施機関との協議の結果、それら実施機関は、教育訓練実績・成果・状況の評価モニタリングの改善が共通課題であることが明らかになっている。

その為、本案件は2つの要請に対し、ISSM と CQFMP は共に海事学校下の組織であり教育訓練実績・成果・状況の評価モニタリングの改善の共通課題があることから、それぞれに支援するのではなく海事学校の水産教育訓練の課題として包括的に取組むこととする。

(3) C/P のオーナーシップの確保

ISSM と CQFMP の主体性を引き出しながら、コンサルタントとの共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことが出来るようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(4) 水産物加工技術

本案件において提案・導入する水産物加工教育の内容は、モーリタニアの水産資源の有効利用の為の輸出向け付加価値向上加工技術や国内・域内市場に適した加工技術とする。

(5) 水産資源管理

2017年3月から12月にかけてモーリタニアに派遣された水産行政アドバイザーによる提言（水産行政アドバイザー業務専門家業務完了報告書（平成29年12月））及びその後の実施機関との協議結果から、モーリタニアの零細漁業における水産資源管理は、漁民組織強化を通じた漁民主体の参加型管理の推進や共同管理が望まれていることが明らかになっている。

その為、本案件において提案・導入する水産資源管理の教育訓練の内容は、それらを念頭に置きつつ、モーリタニアの零細漁業における資源管理の政策・計画・関連法規に基づいた実施状況を改めて再確認し、その結果を踏まえた内容とする。

なお、実施機関との協議の結果、2017年にCQFMPから零細漁業者の訓練として挙げられたまき網漁業技術は、既に訓練が開始されていることも踏まえ、本案件による支援は行わないこととしている。

(6) 新規訓練導入

前述(4)(5)で提案・導入する教育訓練の為のカリキュラムとマニュアルは、本案件実施中または終了後に関係省庁からなる水産教育委員会等によって正式に承認される手続きがとられるよう案件実施中から支援方法について工夫する。

また、それらカリキュラムやマニュアル作成においては、C/Pとの共同作業により、案件終了後もC/Pによって改定または追加作成が行われるよう必要な情報収集方法・作成方法を指導する。

(7) 訓練試行

通常、実施機関における訓練は、関係省庁からなる水産教育委員会等によって正式な手続きを経て導入され、その後に生徒を募って実施する為、本案件実施中に新たに導入する訓練を正式な形で実施することは難しいことも想定される。

その為、新たに導入する訓練については、通常の訓練の特別講座/研修の形式で試行し、マニュアルの改訂や講師の指導方法改善等を行うこととする。

なお、仮に、本案件実施中に関係省庁からなる水産教育委員会等の手続きが完了した場合は、試行ではなく正式な訓練として支援を行うこととする。

(8) 他プロジェクトの知見の活用

他国で実施中または実施予定の我が国水産協力案件（セネガル：広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト（COPAO）、第3国研修、国別研修等）のワークショップや研修をC/Pが活用し、本案件終了後も継続してカリキュラムやマニュアル等の内容が強化できるよう指導する。また、上記(6)にあるように、今後、C/Pによってカリキュラムやマニュアルを改定または追加作成する際、我が国水産協力案件から得た知見を活用することが想定される点に留意しつつ指導する。

(9) 他ドナーとの連携

モーリタニアで水産協力を実施する他ドナー（EU・AFD・アフリカ開発銀行等）と積極的に連携を模索し、同分野の他ドナーのプロジェクトとの相乗効果が得られるよう工夫する。

（10）JICA セネガル事務所への報告

第1回現地業務開始時、業務実施中間、最終現地業務終了時にJICA セネガル事務所を訪問し、それぞれワーク・プラン、進捗状況、業務結果を説明・報告し意見交換を行い、必要に応じてそれらを修正する。

6. 業務の内容

本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後にC/Pの能力向上の度合いや全体の活動の進捗状況を確認しつつ、JICAとの協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

（1）ワーク・プランの作成・協議

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、案件の全体像を把握し、実施の基本方針・方法・業務工程や計画等を作成し、これらをワーク・プラン案（仏文・和文）に取りまとめる。

同プランをもとに、JICA とモーリタニア側関係者と協議・意見交換して最終版を作成し、JICA に提出する。

（2）評価モニタリング方法の改善を協議するワークショップ開催

本ワークショップは、海事学校・ISSM・CQFMP の担当者・関係者約40名を対象とし、予め海事学校・ISSM・CQFMP において事前準備及び各機関での協議を行った上で、海事学校における水産教育訓練実績・成果・状況の評価モニタリング方法の改善について全体で協議する為に開催する（実施日数1日）。

評価モニタリング方法は手引書としてまとめ、過度な予算・人員・労力の必要な内容は避け、持続可能な方法となるよう指導する。評価モニタリング方法は、各水産教育訓練の修了時評価の項目みならず、毎年または数年毎に水産教育訓練を受けた卒業生の進路状況・現状や課題等を明らかにし、水産教育訓練の改善内容が分析出来る項目を検討する

評価モニタリング方法の改善は、本ワークショップだけで完結するのではなく、PDCA サイクルにより海事学校が持続的に水産教育訓練を改善していけるよう、見直しの頻度・方法を含む内容とする。

必要に応じて、協議・検討された評価モニタリング方法や改善内容を公式化する為の手続きの支援を行う。

（3）水産教育訓練実績・成果・状況の評価モニタリングの支援

C/P が主体的に（2）で協議・検討した評価モニタリング方法を実施するよう支援し、その実施を通じて C/P と共に評価モニタリング方法・内容の改善点を分析する。

また、評価モニタリングの結果を C/P が主体的に整理・分析するよう支援し、

海事学校における水産教育訓練の課題・解決策を明らかにする。

水産教育訓練の課題・解決策とは、訓練カリキュラムの改訂、訓練マニュアルの改訂・新たな訓練マニュアルの策定、既存訓練内容の更新、訓練講師の再教育等が想定される。それらの実施に必要な情報を明らかにし、その情報を効果的・持続的に収集する方法を指導する。

(4) ISSM への新たな水産物加工の事例紹介/提案

ISSM が導入を要望している水産物加工教育の内容は、塩蔵品、乾燥品、ねり製品、くん製品（セネガルで普及している零細加工を含む）、油漬け等である。これらも踏まえて改めて C/P と共に導入が必要な水産物加工技術を確認する為、前述（3）の評価モニタリング結果を活用すると共に、前述の加工技術についての資料を作成して水産物加工業者（企業・個人）に対し他国の事例を紹介/提案してモーリタニアの現状・消費者の意向を踏まえた市場での商品化の可能性等を確認・協議するワークショップを開催する。

さらに、現地傭人により（30 日程度）、モーリタニアの現状・消費者の意向を踏まえた市場での商品化の可能性等についての追加調査/詳細情報収集を行う。

(5) モーリタニア零細漁業における資源管理の状況確認・分析

CQFMP が導入を要望している水産資源管理の教育訓練の内容は、参加型管理や共同管理である。これらも踏まえて改めて C/P と共にモーリタニアの零細漁業における資源管理の政策・計画と関連法規に基づいた実施状況を確認する。

さらに、現地傭人により（30 日程度）、零細漁業現場における漁業者の水産資源管理に関する意識調査を行い、教育訓練に必要な内容を検討する。

(6) カリキュラム・マニュアル・講師研修

前述（4）（5）で確認・協議した結果を踏まえ、ISSM と CQFMP が新たな教育訓練を導入する為のカリキュラムとマニュアル作成支援や講師研修を行う。

水産資源管理についての教育訓練は、セネガルで実施する我が国水産協力案件（広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト（COPAO））等の開催するワークショップや研修を活用し、案件終了後も継続して内容が強化できるように指導する。

(7) 訓練試行

（6）で作成を支援したカリキュラムとマニュアルと研修を行った講師による訓練の試行を支援する。

もし仮に新たに導入する教育訓練が本案件実施中に正式な訓練としての手続きが完了した場合は正式な訓練の支援を行うこととする。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日 以内	和文：3 部
ワーク・プラン	現地業務開始から 約 10 日後	和文：3 部 仏文：4 部
専門家業務完了報告書	契約終了時 事前にドラフトを 提出し、JICA から のコメントを踏ま えて最終化	和文：4 部 仏文：4 部 CD-R：2 枚

専門家業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、専門家業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 評価モニタリング方法の改善協議ワークショップ資料
- イ 評価モニタリング方法の手引書
- ウ 水産物加工の事例紹介/提案ワークショップ資料
- エ モーリタニアの水産物加工の現状・市場での可能性調査報告
- オ モーリタニアの零細漁業における資源管理状況確認調査報告
- カ 新たに導入する訓練のマニュアル

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2019年3月中旬から2020年5月上旬の期間にて業務を実施する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

(全体) 約 10.85M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 業務主任/水産加工教育/評価モニタリング（3号）

イ 漁村コミュニティ開発/水産資源管理教育/評価モニタリング2（3号）

(3) 通訳

本業務には、通訳（仏語）を配置することも可とする。ただし、現地での通訳雇用のみを認めるものとする。

3. 対象国の便宜供与

モーリタニアのC/P配置と事務所スペースが提供される。その他、案件の実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料

- ・水産行政アドバイザー業務専門家業務完了報告書（平成29年12月）
- ・JICA安全対策措置（モーリタニア国）（2018.10.17改定）

5. 現地再委託

現地再委託により実施する業務は現時点では想定していない。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意し、JICA安全対策措置の渡航措置・行動規範に

そって活動する。モーリタニアの治安状況については、JICA セネガル事務所と在モーリタニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA セネガル事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方（PK144等）にて活動を行う場合には、JICA 安全対策措置の条件を満たし、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上

